

## 都道府県特認基準の新設、追加・変更

茨	城	県	.....	1
栃	木	県	.....	6
神	奈 川	県	.....	9
石	川	県	.....	23
三	重	県	.....	29
鳥	取	県	.....	33
山	口	県	.....	35
佐	賀	県	.....	37

(参考様式第1号)

農 環 第 号  
平成 年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿  
(関東農政局長経由)

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県における特認基準の変更について(提出)

このことについて、特認基準を制定したいので中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号構造改善局長通知)の第3の12の(2)に基づき、下記関係書類を添えて提出する。

## 記

### 1. 特認基準

#### 1) 特認の必要性

本県は、8法指定地域以外においても、高齢化の進行、耕作放棄地の増加、産業活動の停滞、財政基盤の脆弱性など地域振興を図る上で、大きな課題を抱えている県北西部地域において、8法同等の条件不利性が認められることから、県特認基準を設定する必要がある。

#### 2) 特認基準

##### (1) 対象地域

県北西部地域(北茨城市、高萩市、日立市(旧十王町及び中里地区)、常陸太田市、常陸大宮市、城里町、大子町、笠間市、岩瀬町)のうち、法指定地域及び旧市町村単位で農林統計上の都市的地域を除き、下記のアからウまでの要件を満たす地域

ア 農林業従事者割合が20%以上又は農林地率が75%以上

イ DIDを含まない地域

ウ 若年者比率が19%未満

【特認地域】

北茨城市 (旧磯原町、旧関南村)

常陸太田市 (旧機初村、旧世矢村、旧西小沢村、旧幸久村、旧佐竹村、旧佐都村)

常陸大宮市 (旧大宮町 (旧大宮町、旧大賀村、旧世喜村、旧上野村、旧静村、旧塩田村、旧玉川村))

笠間市 (旧大池田村、旧北山内村、旧南山内村、旧西山内村)

岩瀬町 (旧岩瀬町、旧北那珂村、旧東那珂村)

城里町 (旧常北町 (旧石塚町、旧小松村、旧西郷村))

〃 (旧桂村 (旧坏村、旧岩船村、旧沢山村))

(注)旧は、昭和25年2月1日現在の市町村

(2) 対象農用地

次のアからエまでのいずれかの要件を満たすこと。

ア 傾斜農用地 (田1/100以上、畑、草地及び採草放牧地8度以上)

イ 自然条件により小区画・不整形な田

ウ 草地率が高い(70%以上)地域の草地

エ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

3) 特認基準を設定する理由

(1) 対象地域

ア 茨城県では、県北西部地域を対象に、従来から県単独事業により中山間地域対策として、農業振興や地域活性化を図るための事業を実施しており、現時点においてもそのスタンスは変わりなく、事業の展開を図っているところである。

イ また、県北西部地域の条件不利性が平成12年検討当時と比べても、客観的データにおいて変わっていない、若しくは高まっている。

(耕作放棄地率)

	県北西部地域	茨城県	格 差
平成12年検討当時	9.9%	5.2%	4.7%
平成17年検討現在	14.5%	7.9%	6.6%

(高齢化率)

	県北西部地域	茨城県	格 差
平成12年検討当時	32.0%	27.2%	4.8%
平成17年検討現在	38.8%	33.7%	5.1%

ウ 今回、対象地域の要件において、「農林業従事者割合」を25%から20%に変更する理由については、県全体の農林業従事者割合が平成12年検討当時と比べ大きく減少(17.8% 13.5%)したためである。

(2) 対象農地

高齢化の進行により、耕作放棄地の発生を防止する必要があること。

土砂流出、洪水防止機能等の国土保全機能が高い農地であること。

2. 自然的・経済的・社会的条件の不利性を示すデータ  
別紙のとおり

(新旧対照表)

現 行	次 期 対 策
<p>1 特認基準 (1) 対象地域  <u>県北西部地域(北茨城市、高萩市、常陸太田市、桂村、御前山村、七会村、大宮町、山方町、美和村、緒川村、金砂郷町、水府村、里美村、大子町、十王町、笠間市、常北町、岩瀬町、日立市中里地区)</u>のうち、法指定地域及び旧市町村単位で農林統計上の都市的地域を除き、下記のAからUまでの要件を満たす地域。</p> <p>ア 農林業従事者割合が<u>25%以上</u>又は農林地率が75%以上            イ DIDを含まない地域            ウ 若年者比率が19%未満</p> <p>【特認地域】            北茨城市(旧磯原町、旧関南村)            常陸太田市(旧機初村、旧世矢村、旧西小沢村、旧幸久村、旧佐竹村、旧佐都村)            大宮町(旧大宮町、旧大賀村、旧世喜村、旧上野村、旧静村、旧塩田村、旧玉川村)            笠間市(旧大池田村、旧北山内村、旧南山内村、旧西山内村)            岩瀬町(旧岩瀬町、旧北那珂村、旧東那珂村)            常北町(旧石塚町、旧小松村、旧西郷村)</p> <p>(2) 対象農用地            次のAからEまでのいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア 傾斜農用地(田1/100以上、畑、草地及び採草放牧地8度以上)            イ 自然条件により小区画・不整形な田            ウ 草地率が高い(70%以上)地域の草地            エ 高齢化率・耕作放棄地率の高い農地</p>	<p>1 特認基準 (1) 対象地域  <u>県北西部地域(北茨城市、高萩市、日立市(旧十王町及び中里地区)、常陸太田市、常陸大宮市、城里町、大子町、笠間市、岩瀬町)</u>のうち、法指定地域及び旧市町村単位で農林統計上の都市的地域を除き、下記のAからUまでの要件を満たす地域</p> <p>ア 農林業従事者割合が<u>20%以上</u>又は農林地率が75%以上            イ DIDを含まない地域            ウ 若年者比率が19%未満</p> <p>【特認地域】            北茨城市(旧磯原町、旧関南村)            常陸太田市(旧機初村、旧世矢村、旧西小沢村、旧幸久村、旧佐竹村、旧佐都村)            常陸大宮市(旧大宮町(旧大宮町、旧大賀村、旧世喜村、旧上野村、旧静村、旧塩田村、旧玉川村))            笠間市(旧大池田村、旧北山内村、旧南山内村、旧西山内村)            岩瀬町(旧岩瀬町、旧北那珂村、旧東那珂村)            城里町(旧常北町(旧石塚町、旧小松村、旧西郷村))            " (旧桂村(旧坏村、旧岩船村、旧沢山村))</p> <p>(注) 旧は、昭和25年2月1日現在の市町村</p> <p>(2) 対象農用地            次のAからEまでのいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア 傾斜農用地(田1/100以上、畑、草地及び採草放牧地8度以上)            イ 自然条件により小区画・不整形な田            ウ 草地率が高い(70%以上)地域の草地            エ 高齢化率・耕作放棄地率の高い農地</p>

茨城県特認基準参考データ整理表

	項目別						参考項目					
	農林業従事者割合H12 (%)	同左前回値H2 (%)	農林地率H12 (%)	同左前回値H2 (%)	若年者率H12 (%)	同左前回値H2 (%)	高齢者率H12 (%)	同左前回値H7 (%)	耕作放棄率H12 (%)	同左前回値H7 (%)	1戸当たり生産 (千円)	同左前回値H10 (%)
<b>特認地域</b>												
常陸太田市	22.6	28.9	69.1	72.2	16.0	16.7	39.4	32.4	12.1	6.5	561	463
幾初							36.7	30.7	9.7	9.3		
世矢							38.5	30.9	13.4	7.9		
西小沢							37.4	31.3	8.8	6.1		
幸久							41.9	33.8	6.0	2.5		
佐竹							40.6	36.9	6.6	4.2		
佐都							40.9	31.9	18.1	12.1		
北茨城市	12.1	15.7	77.0	79.0	17.2	17.6	33.0	27.7	11.3	11.7	647	498
磯原町							32.6	28.6	13.2	12.0		
関南							31.4	26.0	8.5	11.3		
笠間市	23.2	29.1	73.1	78.1	18.5	18.4	33.1	26.9	12.2	9.3	723	547
大池田							32.4	26.9	15.8	9.7		
北山内							33.3	26.1	13.2	11.0		
南山内							32.6	26.4	9.4	7.6		
西山内							33.1	28.6	13.6	9.6		
常北町	25.2	37.2	72.1	80.8	16.8	17.1	39.0	34.2	15.0	5.8	972	929
石塚							39.0	36.1	11.0	4.0		
小松							37.8	32.3	10.0	2.3		
西郷							39.7	34.2	22.3	10.0		
岩瀬町	25.0	31.6	71.6	78.6	17.8	18.9	32.5	25.8	5.6	4.2	1085	785
岩瀬							35.0	27.9	6.5	5.3		
北那珂							30.4	24.4	4.3	2.6		
東那珂							31.7	24.7	5.9	4.7		
大宮町	26.4	35.6	60.7	65.0	17.6	18.1	40.9	34.2	13.4	7.9	735	482
大宮							48.4	36.1	12.4	7.1		
大賀							39.7	35.0	14.0	8.6		
世喜							40.3	33.6	12.4	7.1		
上野							38.0	33.1	7.9	2.9		
静							36.0	29.7	8.2	3.6		
塩田							44.8	40.5	23.6	16.6		
玉川							40.8	33.6	24.9	14.8		
桂村	40.5		71.6		15.8		41.5		8.0		820	
坏							42.3		2.5			
岩船							40.1		13.6			
沢山							43.0		5.0			
特認平均	21.5	25.7	71.7	76.0	17.2	17.7	36.8	30.3	11.1	7.0	754	536
法指定地域	29.6	19.0	80.6	79.6	18.1	19.8	41.0	32.1	19.2	10.3	531	923
県平均	13.5	17.8	61.0	64.8	20.1	21.2	33.7	27.2	7.9	5.2	1626	1559
知事特認基準(現行)	25%以上		75%以上		19%未満							

(法指定地域から特認地域へ変更)

知事特認基準(次期対策案)	20%以上		〃		〃							
---------------	-------	--	---	--	---	--	--	--	--	--	--	--

(参考)

#### 県北西部地域

県北西部地域は、本県の北西部に位置し若者を中心とした人口の減少、他地域を大きく上回る高齢化、耕作放棄地の増加、産業活動の停滞、財政基盤の脆弱性など地域振興を図る上で多くの課題を抱えている。このため、昭和60年度から農業の振興や地域の活性化を図るための県単独事業を創設し施策を展開している。

#### 【県単独事業】

グリーンふるさと推進振興事業 (S60～63)

県北西部ふるさと農業活性化事業 (H1～7)

県北西部観光農業促進対策事業 (H2～6)

県北西部いきいき農業推進事業 (H6～13)

中山間地域農業経営確立事業 (H11～15)

中山間こだわり産地づくり事業 (H16～18)

中山間地域を支える人づくり事業 (H17～18)

併せて、昭和60年度に県北西部地域の振興を図ることを目的に、県、関係市町村及び関係団体の参加により(財)グリーンふるさと振興機構を設立し、地場産品の開発、観光レクリエーションの振興を図っている。

このように、本県では、県北西部地域を条件不利地域として一体的にとらえ、様々な施策を実施してきた経過があり、12年度から始められた中山間地域等直接支払制度についても県北西部地域を対象地域として、8法指定地域以外を県特認地域としてきたところである。

#### 【条件不利なデータ】

「耕作放棄地率」

(単位：ha)

地域名	耕地面積	耕作放棄面積	耕作放棄率
茨城県	153,281	12,060	7.9%
県北西部地域	20,152	2,913	14.5%

(注)平成12年度農業センサスより

「高齢化率」

(単位：人)

地域名	農業従事者数	うち65才以上	高齢者率
茨城県	339,316	114,466	33.7%
県北西部地域	64,055	24,825	38.8%

(注)・平成12年度農業センサスより

農振第 号  
平成 年 月 日

農林水産省農村振興局長 様  
(地方農政局長経由)

栃木県知事 福 田 富 一

### 栃木県における特認基準の変更について(提出)

このことについて、特認基準を制定したいので中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号構造改善局長通知)の第3の12の(2)に基づき、下記関係書類を添えて提出する。

#### 記

- 1 特認基準  
別添のとおり
- 2 農業生産条件の不利性を示すデータ  
該当なし
- 3 自然的・経済的・社会的条件の不利性を示すデータ  
該当なし

(別紙)

## 栃木県における県特認基準について

### 1 特認の必要性

中山間地域等直接支払制度における対象地域及び対象農用地については、地域振興立法の指定地域内を基本としているが、県内のその他の地域においても同様の条件不利地域が認められることから、県特認の基準の設定が必要である。

### 2 特認基準

対象地域：中山間3法（特定農山村法、山村振興法、過疎法）の指定地域に隣接する市町村内の農林統計上の中山間地域（中間農業地域及び山間農業地域）  
（旧市町村単位）

対象農用地：ア．急傾斜農用地（田：1/20以上、畑・草地：15度以上）

イ．急傾斜農用地と連担して一団のまとまりを形成する緩傾斜農用地  
（田：1/100以上、畑・草地：8度以上）

### 3 特認基準を設定する理由等

本県における中山間3法の指定地域は、県東部から北西部にかけての県境地域に位置しているが、同地域に隣接し、同様に自然的、社会的、経済的な条件が不利な地域にもかかわらず、法指定されていない地域を対象地域と設定し、県内中山間地域の全体的な活性化を図る。

また、対象農用地については、耕作放棄の発生が特に懸念される急傾斜地及びこれと連担する緩傾斜地で構成される一団の農用地とし、地域の一体的な農地保全活動の活性化を図る。

#### 4 今回、平成16年度までの特認基準を見直す理由

(1) 本県では、平成16年度に8市町が合併(合併後3市)し、平成17年度には県下17市町村の合併(合併後6市町)が予定されており、その後の市町村合併や法指定地域の変更等も想定されることから、ガイドラインに示される農林統計上の地域区分(旧市町村単位)と整合を図るため、今回、特認地域の対象範囲は旧市町村の区域を指定単位とすることを明確にし、市町村合併に伴う混乱を防止したい。

(2) 平成17年度以降の新たな対策では、将来にわたって自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けて、担い手の育成や集落営農を推進することとしており、平地から急傾斜農用地に至るまで、切れ目のない取組を展開することで、活力ある地域営農を構築し、中山間地域の農地を維持保全していく体制整備を図りたい。

また、高齢化や鳥獣害など、平地であっても農業生産活動を継続していくことが厳しい現状がある中、中山間地域の最上流域に位置する急傾斜農用地については、周辺農用地との一体的な保全活動の取組なくして維持していくことは、協定参加者の負担が大きいうえ、非常に困難である。このため、急傾斜農用地と、これと連担して一体性のある緩傾斜農用地との一体的な農地保全の取組を支援することで、中山間地域の持つ多面的機能を維持していきたい。

以上の理由から、今回、特認地域の対象農用地に「急傾斜農用地と連担して一団のまとまりを形成する緩傾斜農用地」を加えたい。

( 参考様式第 1 号 )

農地第            号  
平成   年   月   日

農林水産省農村振興局長 殿  
( 関東農政局長経由 )

神奈川県知事 松沢 成文

神奈川県における特認基準の制定について ( 提出 )

このことについて、特認基準を制定したいので中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用 ( 平成12年4月1日付け12構改B第74号構造改善局長通知 ) の第3の12の(2)に基づき、下記関係書類を添えて提出する。

記

- 1 特認基準  
別添のとおり
- 2 農業生産条件の不利性を示すデータ  
該当なし
- 3 自然的・経済的・社会的条件の不利性を示すデータ  
該当なし

(別紙)

## 神奈川県中山間地域等直接支払制度特認基準

### 1 特認の必要性

本県では、中山間地域等直接支払制度を実施するに当たり、法指定地域を優先することとして、特認基準を設定せずに取り組んできた。

しかし、法指定地域での事業効果が十分認められ周辺地域への波及が期待できることや、法指定地域に隣接する地域等においても、近年、農業者の高齢化の進行や耕作放棄地の増加等により、法指定地域と同程度の条件の不利性が認められることから、これらの地域においても本制度を実施する必要があるので、特認地域を設定することとする。

### 2 特認基準

法指定地域以外にあって、(1)のいずれかの条件を満たす地域のなかで、(2)の要件を満たす農用地であること。

#### (1) 地域指定

- ア 法指定地域に地理的に接する農用地（センサス集落単位）
- イ 農林統計上の中山間地域（旧市町村単位）

#### (2) 農用地指定

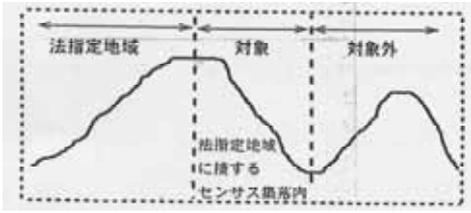
急傾斜農地(田：1/20以上、畑：15度以上)

### 3 特認基準を設定する理由

法指定地域に隣接する地域においては、急傾斜農地の状況、零細な経営規模、耕作放棄地の増加等のさまざまな面で、法指定地域と同様の不利な条件が存在していることから、特認基準のガイドラインに定める法指定地域以外の農用地のうち、特に条件の不利な急傾斜農地を対象とし、県内中山間地域等の全体的な活性化を図る。

## 神奈川県中山間地域等直接支払制度の特認基準について

## 1 地域指定

区分	該当要件	該当市町村
法指定地域に地理的に接する農用地 (センサス集落単位)	次のいずれの要件も満たす農用地とする  法指定地域に市町村界で接するセンサス集落内に存する農用地    法指定地域の農用地と同一の山麓又は山系に属する農用地  	小田原市(上曾我、曾我大沢) 秦野市(渋沢、平沢) 南足柄市(荻野、上怒田) 中井町(松本上、鴨沢、古怒田、半分形、雑色、大久保上) 真鶴町(岩)
農林統計上の「中山間地域」 (旧市町村単位)	「中間農業地域」 ・耕地率20%未満で、都市的地域、山間農業地域以外の市町村 ・耕地率20%以上で、都市的地域、平地農業地域以外の市町村 「山間農業地域」 ・林野率80%以上かつ耕地率10%未満の市町村	小田原市(片浦村) 秦野市(上秦野村、北秦野村) 相模湖町(内郷村、千木良村、小原村)

## 2 農用地指定

特に条件の不利な急傾斜農地(田1/20以上、畑15度以上)のみに限定する。

## 知事特認地域の概要

項目	全国	全県	全国に対する割合	法指定地域	全県に対する割合	知事特認地域	全県に対する割合	出典
市町村数	3,224	37	1.1%	7	18.9%	9	24.3%	
経営耕地面積 (ha)	3,884,040	16,978	0.4%	1,095	6.4%	1,040	6.1%	00センサス
うち田面積 (ha)	2,260,674	3,967	0.2%	106	2.7%	94	2.4%	00センサス
経営耕地面積に対する割合	58.2%	23.4%		9.7%		9.1%		
うち畑面積 (ha)	1,354,806	9,094	0.7%	345	3.8%	387	4.3%	00センサス
経営耕地面積に対する割合	34.9%	53.6%		31.5%		37.2%		
うち樹園地面積 (ha)	268,559	3,916	1.5%	644	16.4%	560	14.3%	00センサス
経営耕地面積に対する割合	6.9%	23.1%		58.8%		53.8%		
総農家数	3,120,215	30,705	1.0%	2,743	8.9%	1,796	5.8%	00センサス
1戸当りの経営耕地 (ha/戸) (= ÷ )	1.24	0.55		0.40		0.58		
農業従事者数 (総農家) (人)	8,577,329	88,444	1.0%	7,770	8.8%	5,095	5.8%	00センサス
うち65歳以上	2,966,328	31,627	1.1%	2,975	9.4%	1,846	5.8%	00センサス
高齢者率 (= ÷ )	34.6%	35.8%		38.3%		36.2%		
農業就業人口 (販売農家) (人)	3,891,225	42,325	1.1%	2,352	5.6%	2,150	5.1%	00センサス
うち65歳以上	2,057,520	19,542	0.9%	1,332	6.8%	1,103	5.6%	00センサス
高齢者率 (= ÷ )	52.9%	46.2%		56.6%		51.3%		
耕作放棄地 (ha)	210,019	1,445	0.7%	271	19%	212	14.7%	00センサス
耕作放棄地率 (= ( + ))	5.1%	7.8%		19.8%	253%	16.9%		

(注1) 特定農山村法、山村振興法等の地域振興立法の指定地域(南足柄市、大井町、松田町、山北町、湯河原町、津久井町、藤野町、清川村の8市町)

(注2) 農林統計の「中山間地域」及び法指定地域に地理的に接する農用地(小田原市、秦野市、南足柄市、中井町、真鶴町の9市町)

### 《補足説明》

**経営耕地** 農家が経営している耕地(田、畑、樹園地)で、自家が所有している耕地と、よそから借り入れて耕作している耕地の合計。

**総農家数** 下記定義の農家の総数。  
平成12年2月1日現在の経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯及び経営耕地面積がこの規定に達しないか全くないものでも、調査期日前1年間に於ける農産物販売金額が15万円以上あった世帯。

**農業従事者数** 15歳以上の農業世帯員のうち、調査期日前1年間に少しでも自営農業に従事した者。

**農業就業人口** 15歳以上の農業世帯員のうち、調査期日前1年間に仕事としては主として農業に従事した者。(農業だけに従事した人+農業とその他の仕事の両方に従事した人のうち、農業が主の人)

**販売農家** 経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上の農家。それ以外の農家は自給的農家という。

**耕作放棄地** 以前に耕作したことがあるが、調査後1年以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地。

**耕作放棄地率** = 耕作放棄地 ÷ (経営耕地面積 + 耕作放棄地) × 100%

## 経営規模の状況

知事特認地域では、傾斜地が多くまとまった耕地が少ないことから、経営耕地面積0.5ha以下の零細規模農家が全体の半分以上を占める農業構造になっています。

### 経営耕地面積規模別の農家数割合(2000センサス)

項目	全国	全県	全国に対する割合	法指定地域(注1)	全県に対する割合	知事特認地域(注2)	全県に対する割合
総農家数	3,120,215	30,705	1.0%	2,743	8.9%	1,796	5.8%
0.3ha未満 総農家数に対する割合	814,350 26.1%	12,239 39.9%	1.5%	1,489 54.3%	12.2%	682 38.0%	5.6%
0.3～0.5ha 総農家数に対する割合	517,240 16.6%	5,916 19.3%	1.1%	570 20.8%	9.6%	323 18.0%	5.5%
0.5～1.0ha 総農家数に対する割合	815,975 26.2%	7,740 25.2%	0.9%	517 18.8%	6.7%	485 27.0%	6.3%
1.0～2.0ha 総農家数に対する割合	595,376 19.1%	4,168 13.6%	0.7%	146 5.3%	3.5%	262 14.6%	6.3%
2.0～3.0ha 総農家数に対する割合	185,269 5.9%	501 1.6%	0.3%	16 0.6%	3.2%	38 2.1%	7.6%
3.0～5.0ha 総農家数に対する割合	105,894 3.4%	121 0.4%	0.1%	5 0.2%	4.1%	4 0.2%	3.3%
5.0ha以上 総農家数に対する割合	86,111 2.8%	20 0.1%	0.0%	0 0.0%	0.0%	2 0.1%	10.0%

(注1) 特定農山村法、山村振興法等の地域振興立法の指定地域(南足柄市、大井町、松田町、山北町、湯河原町、津久井町、藤野町、清川町の8市町)

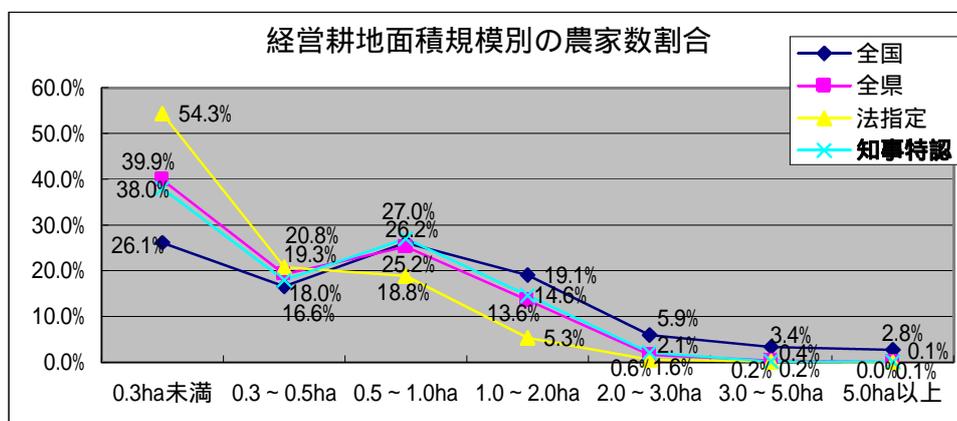
(注2) 「農林統計の中山間地域」及び「法指定地域に地理的に接する農用地」(小田原市、秦野市、南足柄市、中井町、真鶴町の9市町)

(注3) 例外規定及び自給的農家の経営規模は、0.3ha未満として集計。

### 《補足説明》

**経営耕地** 農家が経営している耕地(田、畑、樹園地)で、自家が所有している耕地と、よそから借り入れて耕作している耕地の合計。

**総農家数** 下記定義の農家の総数。  
平成12年2月1日現在の経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯及び経営耕地面積がこの規定に達しないか全くないものでも、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯。



## 農業就業人口の推移

知事特認地域では、法指定地域と同様に毎年高齢化が進行するとともに、農業就業人口が減少しており、また、平地に比べて65歳以上の従事者割合（高齢者率）も大きいなど、担い手面での脆弱化が進んでいます。

< 農業就業人口（販売農家）の推移 >

（農業センサス）

地域区分		1990年	1995年	2000年	(00年/90年) (%)
全国	農業就業人口(人)		4,139,809	3,891,225	
	うち65歳以上(人)		1,799,636	2,057,520	
	高齢者率(= ÷ )		43.5%	52.9%	
全県	農業就業人口(人)	53,765	44,923	42,325	78.7%
	うち65歳以上(人)	16,592	17,807	19,542	117.8%
	高齢者率(= ÷ )	30.9%	39.6%	46.2%	
法指定地域(注1)	農業就業人口(人)	3,203	2,755	2,352	73.4%
	うち65歳以上(人)	1,202	1,331	1,332	110.8%
	高齢者率(= ÷ )	37.5%	48.3%	56.6%	
県計に対する割合	農業就業人口(%)	6.0%	6.1%	5.6%	
	うち65歳以上(%)	7.2%	7.5%	6.8%	
知事特認地域(注2)	農業就業人口(人)	2,771	2,266	2,150	77.6%
	うち65歳以上(人)	929	969	1,103	118.7%
	高齢者率(= ÷ )	33.5%	42.8%	51.3%	
県計に対する割合	農業就業人口(%)	5.2%	5.0%	5.1%	
	うち65歳以上(%)	5.6%	5.4%	5.6%	

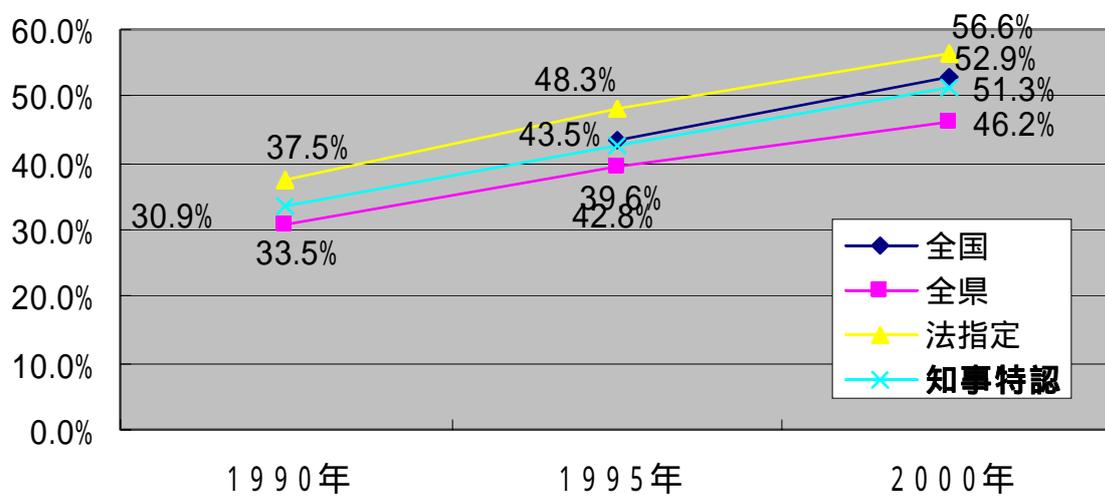
(注1) 特定農山村法、山村振興法等の地域振興立法の指定地域(8市町)

(注2) 農林統計の「中山間地域」及び法指定地域に地理的に接する農用地(9市町)

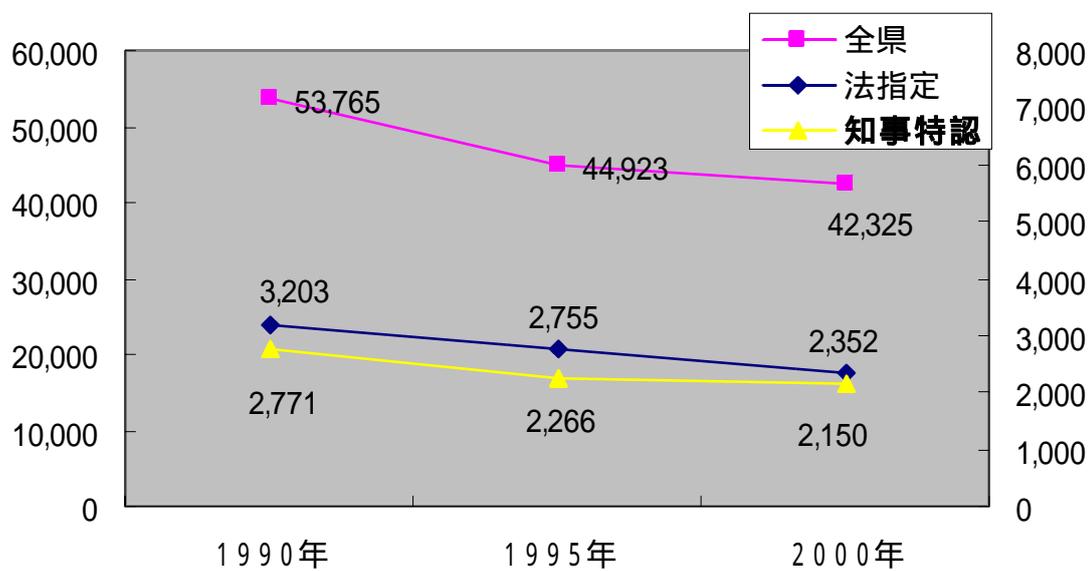
(注3) 農業就業人口とは、15歳以上の世帯員のうち、調査日前1年間に仕事としては主として農業に従事した者をいう。(農業だけに従事した人+農業とその他の仕事の両方に従事した人のうち、農業が主)

(注4) 販売農家とは経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上の農家。それ以外の農家は自給的農家という。

### 高齢者率の推移



### 農業就業人口の推移



## 年齢区分別農業就業者の推移

知事特認地域の農業就業者は、30歳から59歳までの働き盛り世代の減少、65歳以上の高齢者世代の増加が著しい状況となっています。

< 年齢区分別農業就業人口(販売農家)の推移 >

( 農業センサス )

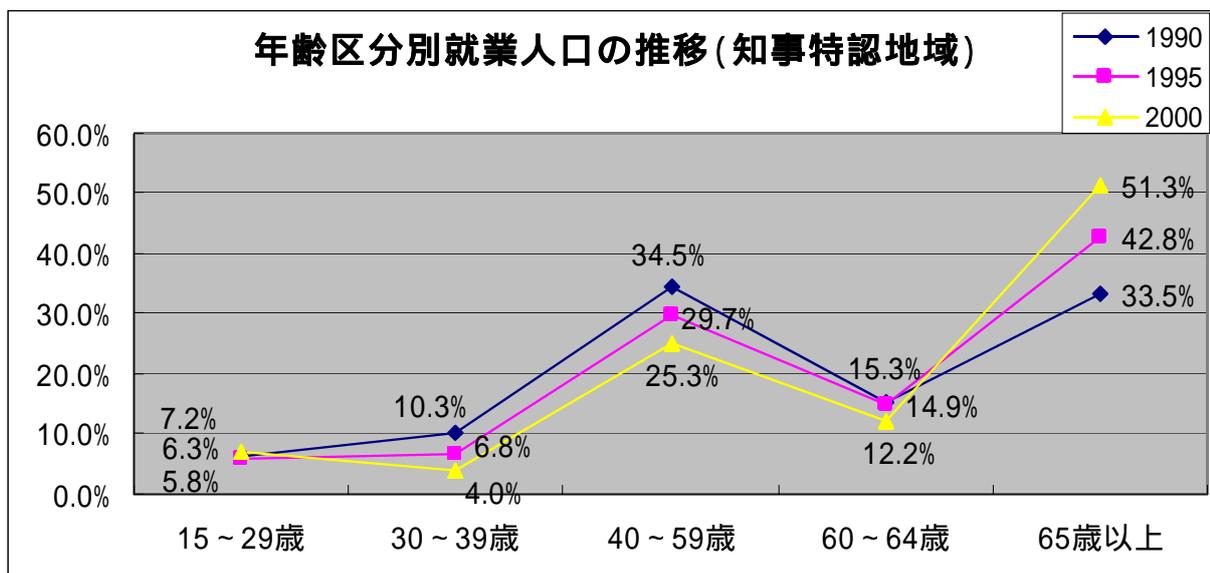
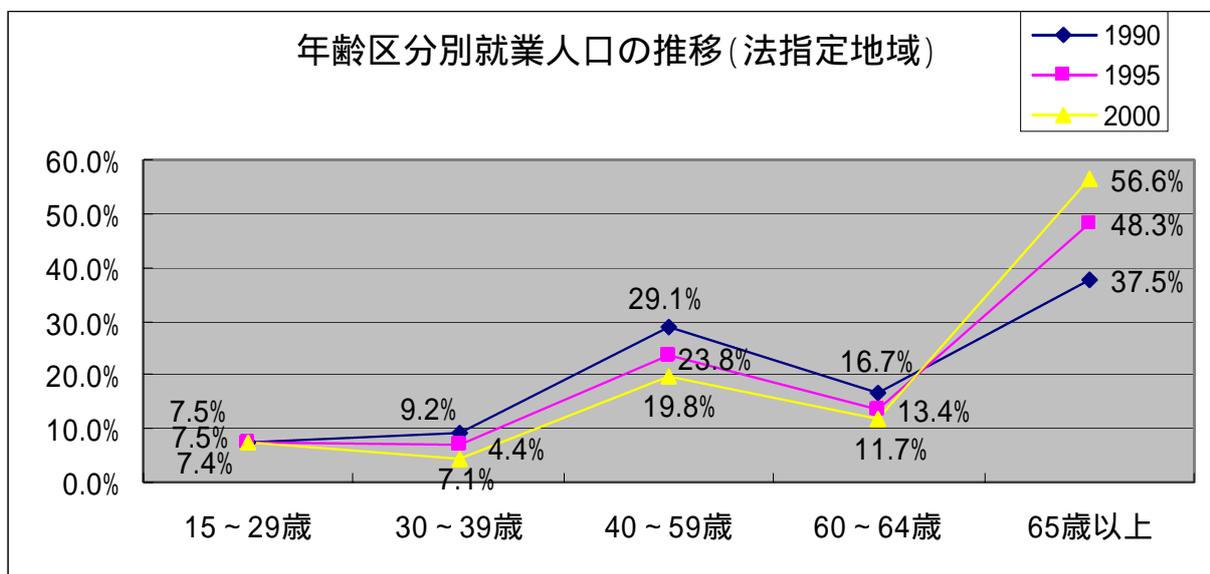
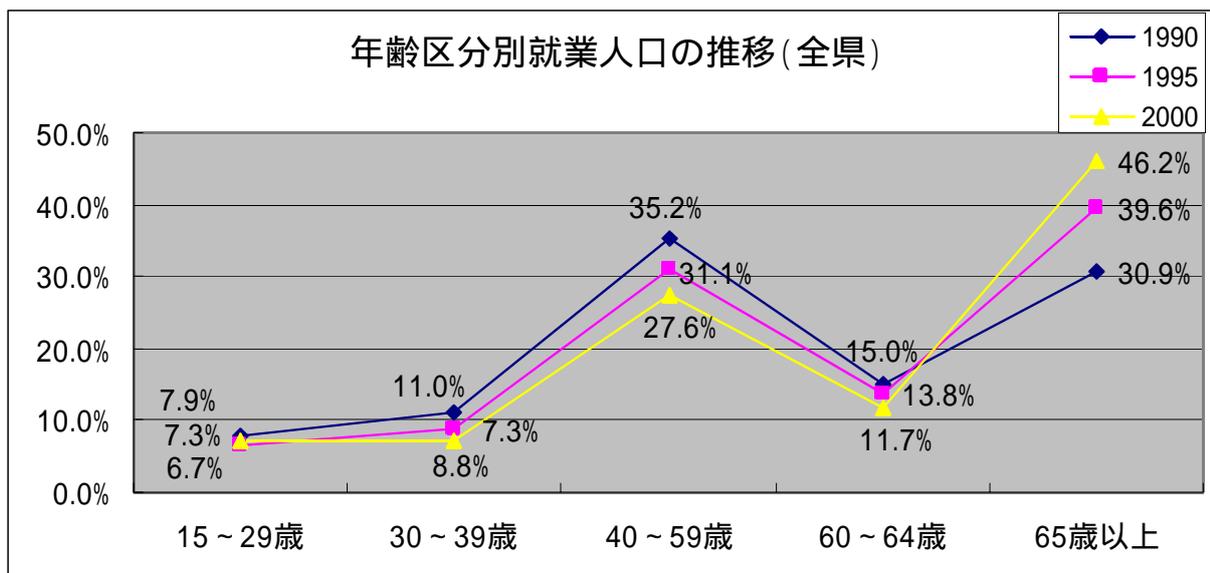
地域区分	年齢区分	1990年		1995年		2000年		人口 (00年/90年) (%)
		人口(人)	割合	人口(人)	割合	人口(人)	割合	
全国	15～29歳			213,593	5.2%	247,031	6.3%	
	30～39歳			289,500	7.0%	192,505	4.9%	
	40～59歳			1,157,687	28.0%	886,917	22.8%	
	60～64歳			679,393	16.4%	507,252	13.0%	
	65歳以上			1,799,636	43.5%	2,057,520	52.9%	
	計		0		4,139,809	100.0%	3,891,225	100.0%
全県	15～29歳	4,244	7.9%	3,001	6.7%	3,073	7.3%	72.4%
	30～39歳	5,918	11.0%	3,936	8.8%	3,109	7.3%	52.5%
	40～59歳	18,947	35.2%	13,967	31.1%	11,664	27.6%	61.6%
	60～64歳	8,064	15.0%	6,212	13.8%	4,937	11.7%	61.2%
	65歳以上	16,592	30.9%	17,807	39.6%	19,542	46.2%	117.8%
	計	53,765	100.0%	44,923	100.0%	42,325	100.0%	78.7%
法指定地域 (注1)	15～29歳	241	7.5%	204	7.4%	176	7.5%	73.0%
	30～39歳	295	9.2%	195	7.1%	103	4.4%	34.9%
	40～59歳	931	29.1%	655	23.8%	466	19.8%	50.1%
	60～64歳	534	16.7%	370	13.4%	275	11.7%	51.5%
	65歳以上	1,202	37.5%	1,331	48.3%	1,332	56.6%	110.8%
	計	3,203	100.0%	2,755	100.0%	2,352	100.0%	73.4%
知事特認 地域 (注2)	15～29歳	175	6.3%	132	5.8%	155	7.2%	88.6%
	30～39歳	285	10.3%	155	6.8%	86	4.0%	30.2%
	40～59歳	957	34.5%	673	29.7%	543	25.3%	56.7%
	60～64歳	425	15.3%	337	14.9%	263	12.2%	61.9%
	65歳以上	929	33.5%	969	42.8%	1,103	51.3%	118.7%
	計	2,771	100.0%	2,266	100.0%	2,150	100.0%	77.6%

(注1) 特定農山村法、山村振興法等の地域振興立法の指定地域(8市町)

(注2) 農林統計の「中山間地域」及び法指定地域に地理的に接する農用地(9市町)

(注3) 農業就業人口とは、15歳以上の世帯員のうち、調査日前1年間に仕事としては主として農業に従事した者をいう。(農業だけに従事した人+農業とその他の仕事の両方に従事した人のうち、農業が主)

(注4) 販売農家とは経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上の農家。それ以外の農家は自給的農家という。



## 耕作放棄地面積の推移

知事特認地域では、担い手の減少、高齢化の進行等により、法指定地域と同様に平地に比べて耕作放棄地率が高くなっており、また年々増大していることから、農地の果たす公益的機能の低下が懸念されます。

### < 経営耕地面積と耕作放棄地面積の推移 > (農業センサス)

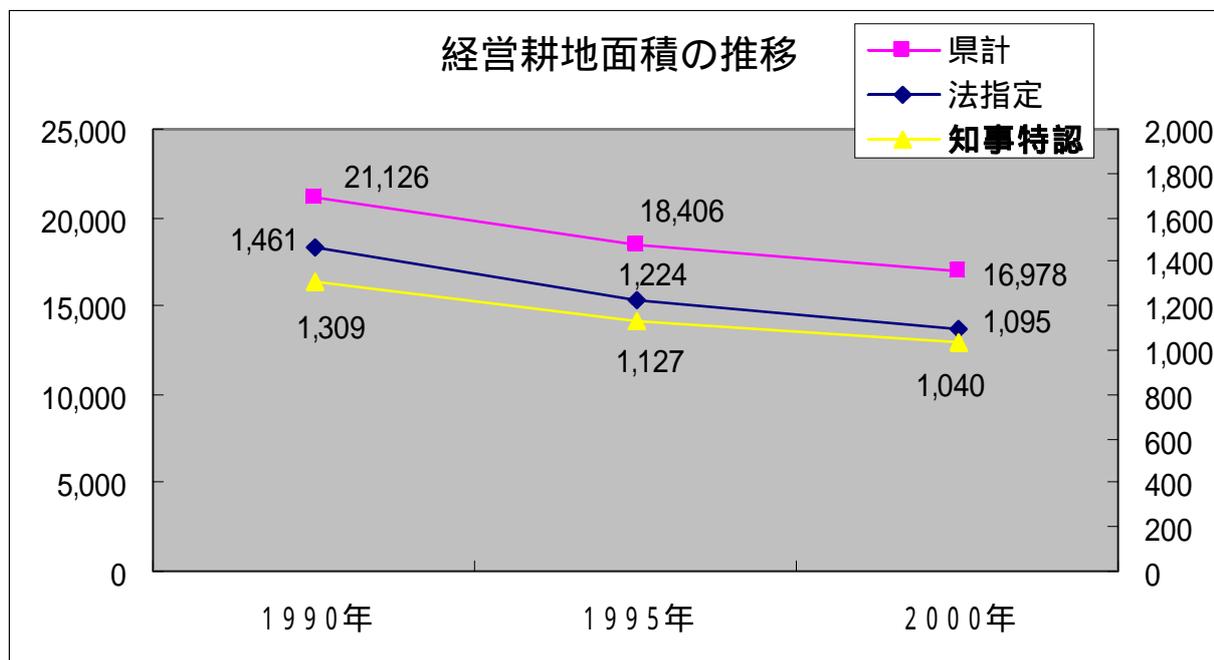
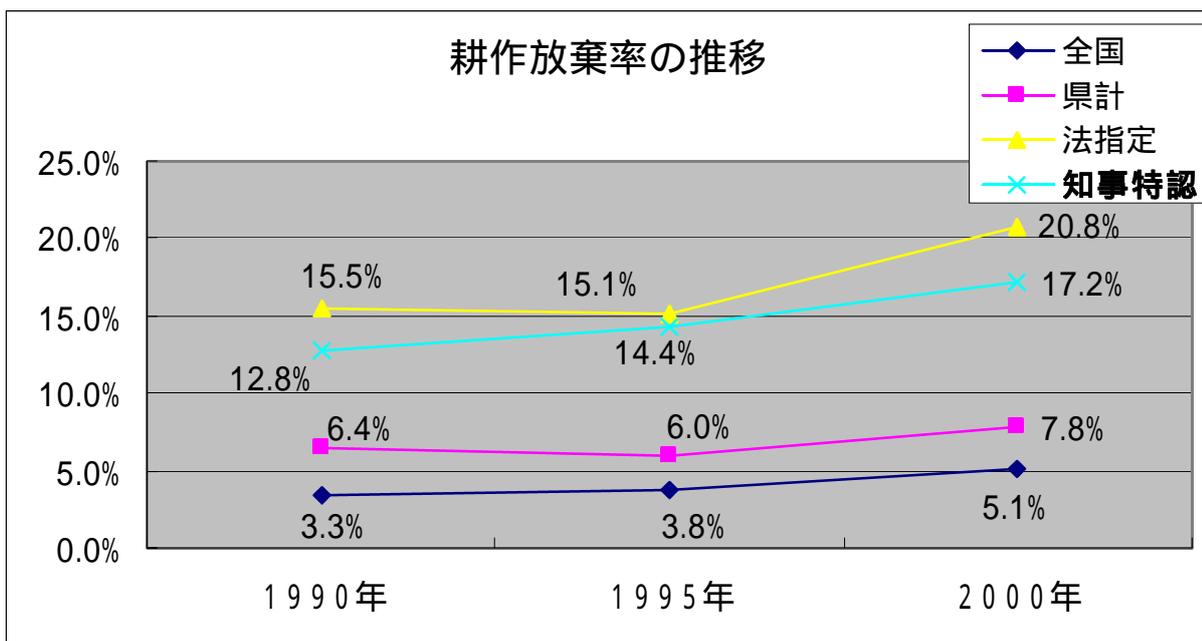
地域区分		1990年	1995年	2000年	(00年/90年) (%)
全 国	経営耕地面積 (ha)	4,361,168	4,117,067	3,884,040	89.1%
	耕作放棄地面積 (ha)	150,655	161,507	210,019	139.4%
	耕作放棄地率 (%)	3.3%	3.8%	5.1%	
県 計	経営耕地面積 (ha)	21,126	18,406	16,978	80.4%
	耕作放棄地面積 (ha)	1,443	1,183	1,445	100.1%
	耕作放棄地率 (%)	6.4%	6.0%	7.8%	
法指定地 域 (注1)	経営耕地面積 (ha)	1,461	1,224	1,095	74.9%
	耕作放棄地面積 (ha)	267	218	288	107.8%
	耕作放棄地率 (%)	15.5%	15.1%	20.8%	
県計に対 する割合	経営耕地面積 (%)	6.9%	6.7%	6.4%	
	耕作放棄地面積 (%)	18.5%	18.4%	19.9%	
知事特認 地域 (注 2)	経営耕地面積 (ha)	1,309	1,127	1,040	79.5%
	耕作放棄地面積 (ha)	193	189	216	112.2%
	耕作放棄地率 (%)	12.8%	14.4%	17.2%	
県計に対 する割合	経営耕地面積 (%)	6.2%	6.1%	6.1%	
	耕作放棄地面積 (%)	13.4%	16.0%	15.0%	

(注1) 特定農山村法、山村振興法等の地域振興立法の指定地域(8市町)

(注2) 農林統計の「中山間地域」及び法指定地域に地理的に接する農用地(9市町)

(注3) 耕作放棄地とは、以前耕作したことがあるが、調査日前1年以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはっきりした意志のない土地。  
(耕地に含まれない。)

耕作放棄地率 = 耕作放棄地 ÷ (経営耕地面積 + 耕作放棄地) × 100%



## 鳥獣被害の推移

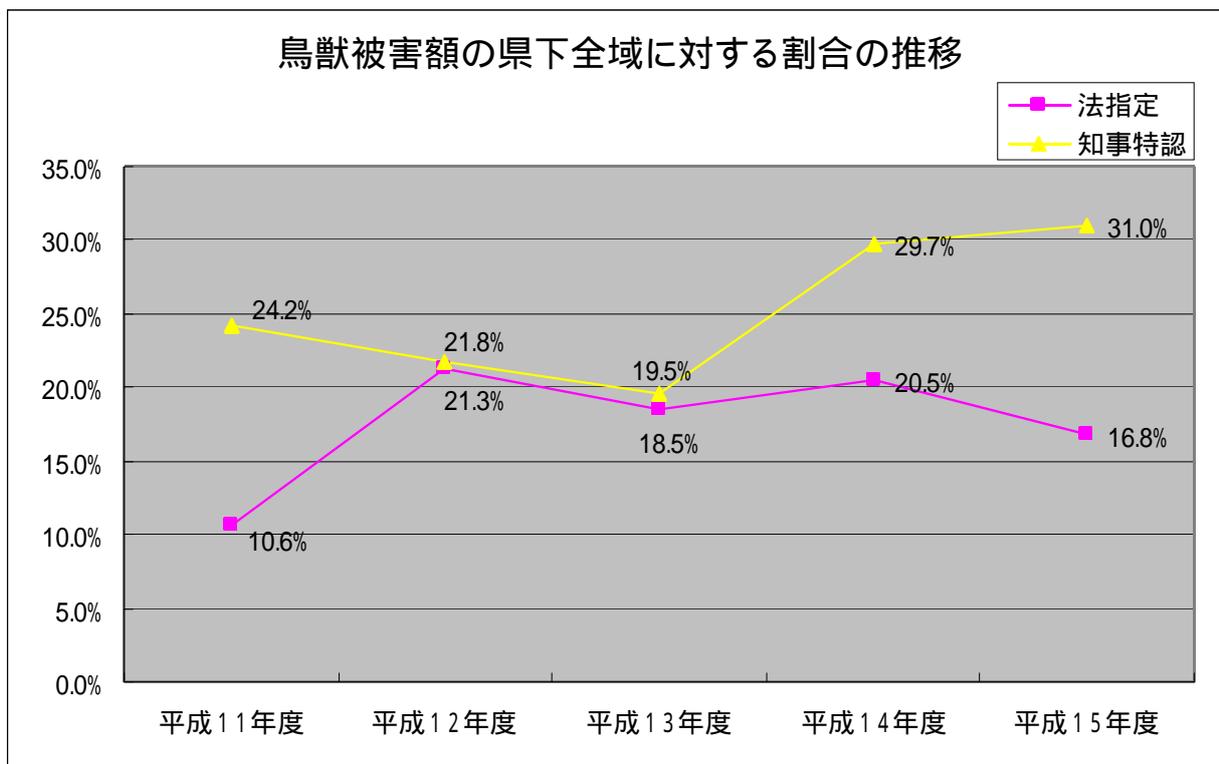
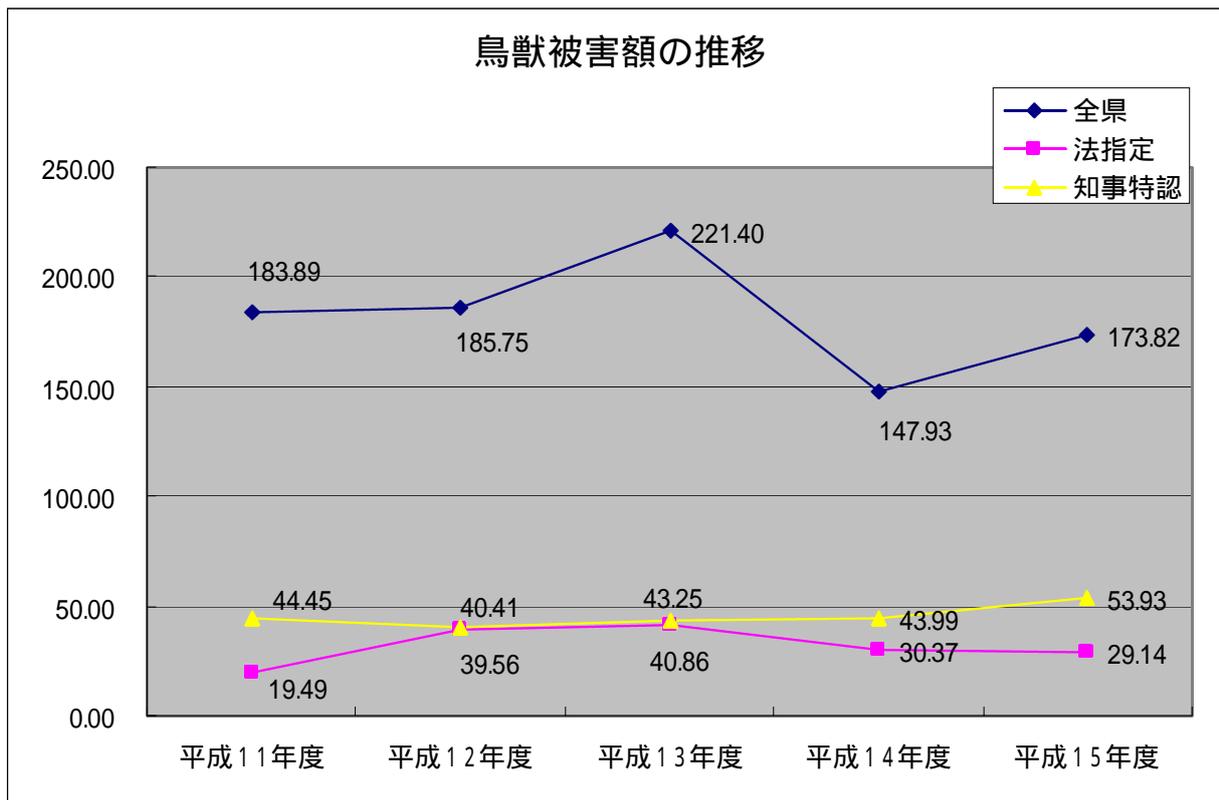
知事特認地域では、耕作放棄の拡大により、法指定地域と同様に鳥獣害をはじめとした農産物等への被害が問題となっています。今後は、鳥獣被害を最小限にとどめるよう、先進技術の確保と導入の促進、被害状況に応じた被害防止施設を整備することが必要であると考えます。

### <鳥獣害被害状況調査>

(神奈川県緑政課調査から)

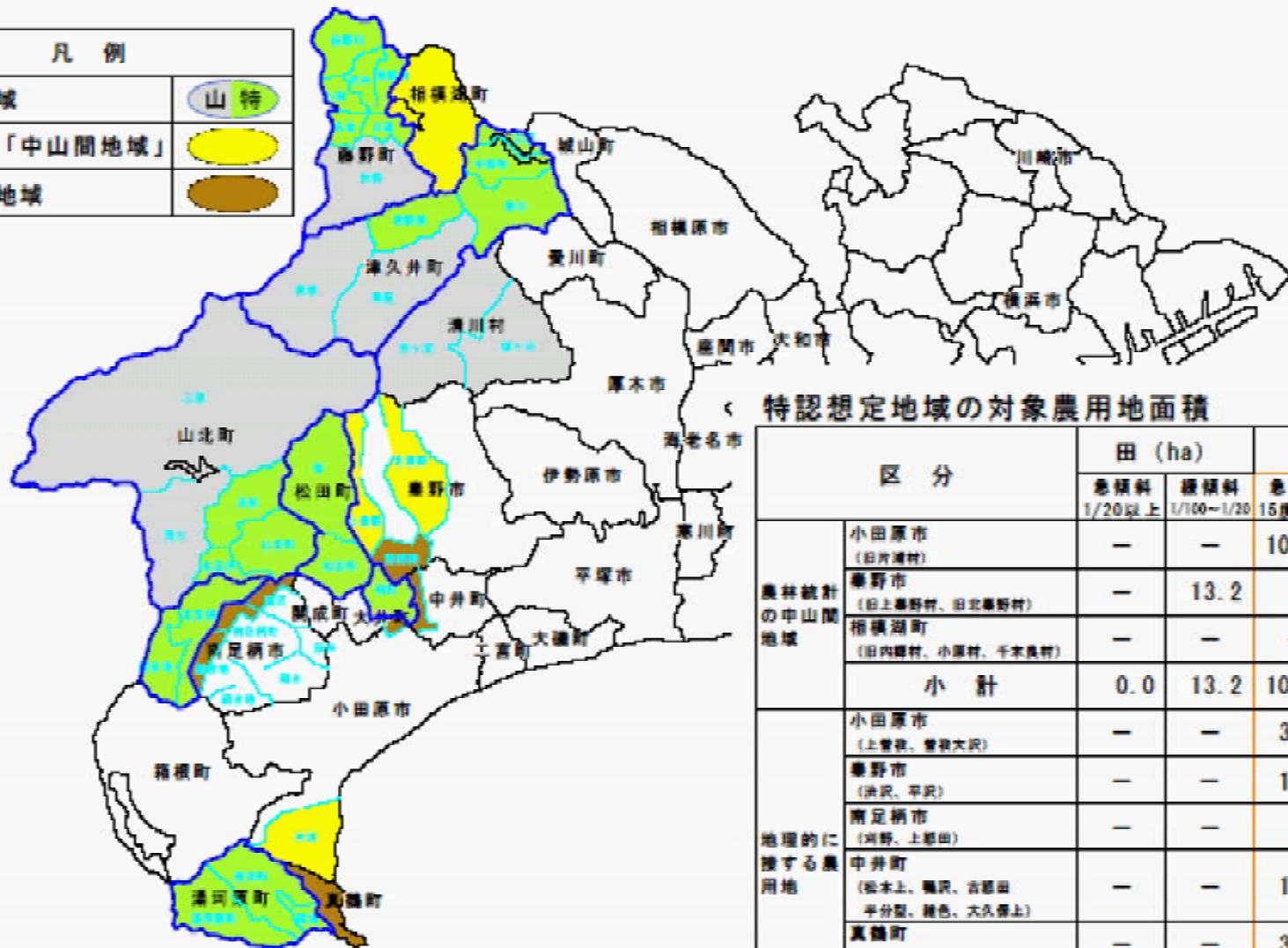
地域別	市町村別	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
		被害額 (百万円)	被害面積 (ha)								
全県		183.89	2,062.5	185.75	1,406.8	221.40	1,103.6	147.93	199.2	173.82	428.0
法指定地域 市町村	地域計	19.49	426.5	39.56	363.6	40.86	500.3	30.37	30.8	29.14	71.8
	全県に対する割合	10.6%	20.7%	21.3%	25.8%	18.5%	45.3%	20.5%	15.5%	16.8%	16.8%
	南足柄市	4.26	238.6	3.50	173.3	7.34	192.7	6.96	6.5	8.24	22.8
	大井町	3.50	103.6	2.27	63.5	6.31	89.6	4.98	4.9	5.69	22.9
	松田町	0.76	4.1	1.63	23.0	2.07	68.4	1.33	1.6	1.30	4.4
	山北町	2.83	55.5	4.63	62.1	9.92	137.8	7.48	5.2	5.44	14.2
	湯河原町	0.05	0.3	0.15	0.5	0.00	0.0	2.87	3.0	1.05	1.3
	清川村	5.14	13.1	24.37	27.5	12.46	9.1	2.62	2.1	0.92	1.2
	津久井町	0.18	0.8	0.08	3.9	0.41	0.3	2.70	4.1	5.55	4.4
	藤野町	2.77	10.5	2.93	9.8	2.35	2.4	1.43	3.4	0.95	0.6
知事特認地域 市町村	地域計	44.45	451.9	40.41	187.0	43.25	229.2	43.99	53.7	53.93	57.9
	全県に対する割合	24.2%	21.9%	21.8%	13.3%	19.5%	20.8%	29.7%	27.0%	31.0%	13.5%
	小田原市	20.27	38.7	12.23	36.3	17.10	7.4	9.40	9.4	11.66	22.8
	秦野市	12.23	281.4	17.14	63.8	2.11	10.6	8.80	11.1	11.87	7.8
	伊勢原市	8.86	85.0	2.97	13.7	3.11	3.5	3.23	5.5	14.88	10.7
	中井町	2.48	38.2	1.17	41.3	9.67	198.6	4.91	4.2	3.55	11.2
	箱根町	0.09	1.5	0.06	3.5	0.00	0.0	0.00	0.0	0.00	0.0
	真鶴町	0.40	2.4	0.07	0.3	0.00	0.0	1.44	1.2	8.46	3.6
	城山町	0.04	0.1	3.30	4.5	2.75	4.7	0.28	0.5	0.19	0.2
	相模湖町	0.08	4.6	3.47	23.6	8.51	4.4	15.93	21.8	3.32	1.6

集計は、市町村単位で行っている。



# 神奈川県 中山間地域等直接支払制度 特認指定地域 位置図

凡 例	
法指定地域	山 特
農林統計「中山間地域」	
8 法隣接地域	



特認想定地域の対象農用地面積

(単位：ha)

区分	田 (ha)		畑 (ha)		計	
	急傾斜 1/20以上	緩傾斜 1/100~1/20	急傾斜 15度以上	緩傾斜 8~15度以上		
農林統計 の中山間 地域	小田原市 (日吉渡村)	—	—	101.7	0.0	101.7
	藤野市 (旧上藤野村、旧北藤野村)	—	13.2	4.2	59.3	76.7
	相模湖町 (旧内藤村、小原村、千本良村)	—	—	—	14.7	14.7
	小 計	0.0	13.2	105.9	74.0	193.1
地理的に 種する農 用地	小田原市 (上菅沢、菅沢大沢)	—	—	37.5	39.9	77.4
	藤野市 (浜沢、平沢)	—	—	18.1	30.1	48.2
	南足柄市 (河野、上郷田)	—	—	5.2	6.8	12.0
	中井町 (坂本上、藤沢、古郷田 平分型、藤色、大久保上)	—	—	15.4	—	15.4
	真鶴町 (新)	—	—	32.7	—	32.7
小 計	0.0	0.0	108.9	76.8	185.7	
合 計	0.0	13.2	214.8	150.8	378.8	

中山間第 号  
平成 年 月 日

農林水産省農村振興局長 川村秀三郎 殿  
(北陸農政局長経由)

石川県知事 谷本正憲

石川県における特認基準の制定(変更)について(提出)

このことについて、特認基準を制定したいので中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号構造改善局長通知)の第3の12の(2)に基づき、下記関係書類を添えて提出する。

記

- 1 特認基準(別紙1のとおり)
- 2 農業生産条件の不利性を示すデータ(別紙2のとおり)
- 3 自然的・経済的・社会的条件の不利性を示すデータ(別紙2のとおり)

# 石川県の特認基準

## 県特認地域等の特認基準

<p>対象地域の基準</p>	<p>地域振興 5 法地域に隣接している旧市町村の範囲にあって、</p> <p>1 次のア又はイのいずれかに該当する地域であり、かつ、ウの要件を満たす地域</p> <p>ア 過去 10 年間の人口が減少し、かつ林野率が 75%以上又は耕地の傾斜が 1 / 20 以上の割合が 50%以上の集落</p> <p>イ 過去 10 年間の人口減少率が 10%以上及び地域振興 5 法地域又は 1 のアに隣接する集落</p> <p>ウ 耕作放棄率及び農業従事者割合が、地域振興 5 法の適用を受ける県内地域全体の率及び割合以上</p> <p>2 1 に該当しない地域であって、前対策で特認地域に指定された次のア及びイの要件を満たす地域</p> <p>ア 林野率が 85%以上又は耕地の傾斜が 1 / 20 以上の割合が 60%以上</p> <p>イ 耕作放棄率及び農業従事者割合が全国平均（耕作放棄率にあっては中山間地域における平均）以上</p>
<p>対象農用地の基準</p>	<p>中山間地域等直接支払交付金実施要領第 4 の 2 の（1）から（4）までのいずれかの基準を満たす農用地</p>

## 特認の必要性

本県の地域振興5法地域は、能登半島の全域と加賀では主に白山山麓地域である。

しかし、富山県境や白山山麓の山岳地帯に隣接する地域にあっては、同様に自然的・経済的・社会的条件の不利性のある農地が多く、金沢・加賀平野の都市部に対する多面的機能の発揮にもつながることから、前対策に引き続き特認地域を設定することとし、県内中山間地域における農地保全や農業生産活動等の活発化を図りたい。

## 特認基準を変更する理由

本県においては、平成8年度に中山間地域の振興の促進を図るため、「中山間地域対策総室」を設置し、県独自の中山間地域の基準を定めていたことから、中山間地域等直接支払制度の創設時（平成12年度）の特認地域設定の際にも当該基準を適用することとした。

県独自の中山間地域については、当時から変更されておらず、今後も引き続き、当該エリアを対象として中山間地域振興のための各種施策を講じることとしている。

直接支払制度についてもこれらの施策と一体的に推進していく方針であるが、新対策へと移行したことに伴い、特認地域に関するデータについて2000年国勢調査及び農林業センサス(前回は1995年国勢調査・農林業センサス)をもとに算定し直すと、集落の人口が10年間でわずかに増えたり、耕作放棄率が県内地域全体の5法地域の平均を下回る地域が見られ、特認地域からはずれる集落があることが判明した。

しかしながら、これらの集落では、厳しい地域条件の中で直接支払制度等の活用により、農業生産活動への意欲の向上が見られている一方で、継続的な農業生産活動のための体制整備については今後の課題となっており、引き続き、支援することが求められている。

このため、今回新たに「前対策で特認地域に指定された地域」であって、林野率が85%以上又は耕地の傾斜が1/20以上の割合が60%以上、かつ、耕作放棄率及び農業従事者割合が全国平均以上である地域については、引き続き条件不利地域として対象地域とするものである。

## 別紙 2

## 特認対象地域における各種データ

		耕作放棄率 (H12、%)		農業従事者 割合 (H12、%)	人口減少率 (H2 H12、 %)	人口密度 (H12、人/km <sup>2</sup> ) (注)	農家人口減 少率 (H2 H12、 %)	D I D	5 法地域 との関係	
		田	畑							
金沢市	旧浅川村の一部	16.4	13.8	36.7	51.8	15.6	32.9	21.0	含まない	隣接
	旧三谷村の一部	16.6	12.1	44.7	50.6	13.6	64.9	18.5	"	"
	旧金沢市の一部	15.4	23.1	44.2	41.3	13.5	29.5	16.8	"	"
	旧花園村の一部	19.5	16.2	26.2	51.4	13.2	49.9	39.2	"	"
	(金沢市特認計)	16.7	14.1	37.1	50.4	14.4	41.7	21.3		
	5法地域平均	12.4	10.1	40.4	14.1	2.7	47.1	28.2		
小松市	旧小松市の一部	7.4	6.7	26.2	19.4	10.2	57.1	33.3	含まない	隣接
	5法地域平均	3.1	2.0	23.7	17.6	4.8	58.6	30.3		
特認地域平均		16.4	13.8	37.0	48.0	14.1	42.6	21.8		
5法地域平均		11.1	8.1	21.9	21.3	3.1	113.1	27.8		
その他地域平均		2.2	1.8	7.3	5.0	3.7	1026.9	27.7		
県平均		7.5	5.4	18.3	10.3	1.4	282.2	27.8		

(注) 集落単位での総土地面積を示す公式なデータは存在しないため、県独自の調査結果をもとに集計

別紙 2 - 1

特認対象地域における各種データ

基準の 1 に該当する地域

		耕作放棄率 ( H12、 % )			農業従事者 割合 ( H12、 % )	人口減少率 ( H2 H12、 % )	人口密度 ( H12、 人 / km <sup>2</sup> )	D I D	5 法地域 との関係	1 / 2 0 傾斜割合 ( % )	林野率 ( % )
		田	畑								
金沢市	旧浅川村の一部	16.8	14.0	38.8	51.2	17.2	33.1	含まない	隣 接	100	75
	旧三谷村の一部	16.3	12.0	44.4	60.2	19.1	52.6	〃	〃	100	86
	旧金沢市の一部	15.5	26.7	38.4	38.9	16.2	32.8	〃	〃	90	76
	旧花園村の一部	17.4	13.7	25.3	55.7	26.6	43.0	〃	〃	100	76
	5 法地域平均	12.4	10.1	40.4	14.1	2.7	47.1			-	84
小松市	-	-	-	-	-	-	-			-	-
	5 法地域平均	11.1	8.1	21.9	21.3	3.1	113.1			-	72
	その他地域平均	2.2	1.8	7.3	5.0	3.7	1026.9			-	36
	県平均	7.5	5.4	18.3	10.3	1.4	282.2			-	66

別紙 2 - 2

特認対象地域における各種データ

基準 2 に該当する地域

		耕作放棄率 ( H12、 % )			農業従事者 割合 ( H12、 % )	農家人口減 少率 ( H2 H12、 % )	人口密度 ( H12、 人 / km <sup>2</sup> )	D I D	5 法地域 との関係	1 / 2 0 傾斜割合 ( % )	林野率 ( % )
		田	畑								
金沢市	旧浅川村の一部	12.7	11.7	20.4	82.7	18.6	30.6	含まない	隣接	100	81
	旧三谷村の一部	18.3	12.5	46.1	27.4	14.8	156.0	〃	〃	91	80
	旧金沢市の一部	14.8	8.5	69.0	67.9	30.8	15.1	〃	〃	100	86
	旧花園村の一部	27.7	26.7	29.3	38.5	30.3	89.7	〃	〃	100	76
	5 法地域平均	12.4	10.1	40.4	14.1	28.2	47.1			-	84
小松市	旧小松市の一部	7.4	6.7	26.2	19.4	33.3	57.1	含まない	隣接	0	87
	5 法地域平均	3.1	2.0	23.7	17.6	29.0	58.6			-	84
	5 法地域平均	11.1	8.1	21.9	21.3	22.6	113.1			-	72
	その他地域平均	2.2	1.8	7.3	5.0	25.3	1026.9			-	36
	県平均	7.5	5.4	18.3	10.3	27.8	282.2			-	66
	全国平均	7.1	-	-	7.9	22.2	-			-	-

全国の中山間地域の平均

農商第 号  
平成 年 月 日

農林水産省農村振興局長 様  
( 東海農政局長経由 )

三重県知事 野呂 昭彦

### 三重県における特認基準の変更について

このことについて、特認基準を変更したいので中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号構造改善局長通知）の第3の12の（2）に基づき、関係書類を添えて提出します。

## 1 特認基準

農林統計に用いる農業地域類型区分で旧市町村毎に分類される中間農業地域及び山間農業地域、または前対策で特認地域に指定された地域で、5法地域に地理的に接し、高齢化率または人口減少率が5法地域と同等以上の旧市町村または集落であって、傾斜地等の農地等における多面的機能を確保する必要性は高いが、農業生産条件が不利で、耕作放棄地の発生の懸念が大きいと市町村長が認める地域。

(特認の必要性及び特認基準を変更する理由)

三重県においては、平成12年度より「農林統計に用いる農業地域類型区分で旧市町村毎に分類される中間農業地域及び山間農業地域であって、傾斜地等の農地等多面的機能を確保する必要性は高いが、農業生産条件が不利で、耕作放棄地の発生の懸念が大きいと市町村長が認める地域」を対象地域とする特認基準を設定し、事業を実施してきたが、平成13年11月30日の農林統計に用いる地域区分の改訂に伴い、一部地域が特認指定地域から外れることとなった。

しかし、当該地域は農業専従者の高齢化が進んでおり、耕作放棄値の増加割合も県平均を上回る増加をしていることから、今後更なる耕作放棄地の発生が懸念される地域である。

このことから、当該地域を引き続き特認指定地域とすることにより、耕作放棄地の発生防止を図るとともに、これまでの取り組みを活かし、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた取り組みを積極的に推進する必要があるため。

三重県における特認基準新旧対照表

変更後	現 行
<p>農林統計に用いる農業地域類型区分で旧市町村毎に分類される中間農業地域及び山間農業地域、<u>または、前対策で特認地域に指定された地域で、5法地域に地理的に接し、高齢化率または人口減少率が5法地域と同等以上の旧市町村または集落であって、傾斜地等の農地等における多面的機能を確保する必要性は高いが、農業生産条件が不利で、耕作放棄地の発生の懸念が大きいと市町村長が認める地域。</u></p>	<p>農林統計に用いる農業地域類型区分で旧市町村毎に分類される中間農業地域及び山間農業地域であって、傾斜地等の農地等多面的機能を確保する必要性は高いが、農業生産条件が不利で、耕作放棄地の発生の懸念が大きいと市町村長が認める地域。</p>

### 三重県の特認基準における生産条件等の不利性を示すデータ

新市町名	市町村名	旧村名	農業センサス(平成12年)					農業センサス(平成7年)				H7 H12		
			経営耕地面積(ha)				耕作放棄地		耕地面積		耕作放棄地		耕作放棄の増減	
			田	畑	樹園地	合計	(ha)	耕作放棄率	(ha)	(ha)	耕作放棄率	面積	増減率	
県計(平均)			41,868	5,518	4,671	52,057	3,653	6.6%	55,940	2,869	4.9%	784	1.7%	
5法地域計(平均)			17,131	2,148	2,772	22,051	1,960	8.2%	23,819	1,666	6.5%	294	1.6%	
名張市		国津村	52	8	1	61	7	10.3%	68	4	5.6%	3	4.7%	
伊賀市	阿山町	玉滝村	248	6	1	255	22	7.9%	271	14	4.9%	8	3.0%	
特認地域計(平均)			2,804	222	63	3,089	202	6.1%	3,169	126	3.8%	76	2.3%	
名張市		滝川村	105	23	3	131	9	6.4%	144	4	2.7%	5	3.7%	
伊賀市	阿山町	鞆田村	263	8	1	272	17	5.9%	279	7	2.4%	10	3.4%	

新市町名	市町村名	旧村名	農業センサス(平成12年)						
			耕地率	農林地面積		農業従事者の平均年齢	農業専従者の平均年齢	農業従事者数	
				(ha)	農林地率			農業従事者	農業従事者割合
県計(平均)			9.0%	427,521	74.1%	54.7	63.8	182,828	19.7%
5法地域計(平均)			5.3%	346,403	83.0%	57.3	65.1	78,337	25.3%
名張市		国津村	2.2%	2,010	73.5%	55.4	69.2	413	91.2%
伊賀市	阿山町	玉滝村	9.8%	2,210	85.0%	53.6	63.3	803	55.6%
特認地域計(平均)			11.2%	18,584	67.4%	54.8	66.7	10,840	43.7%
名張市		滝川村	14.2%	632	68.5%	55.6	69.5	681	30.4%
伊賀市	阿山町	鞆田村	19.0%	686	47.9%	53.5	66.3	754	82.3%

新市町名	市町村名	旧村名	国勢調査(平成12年)										
			H12市町村別老年人口			地域別農業就業者数			面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/1km <sup>2</sup> )	H7総人口	H7 H12	
			総人口	65歳以上	高齢化率	労働者数	農業就業者数	農業就業者割合				増減数	増減率(%)
県計(平均)			1857339	350959	18.9%	929,866	35,679	3.8%	5,776	321.54	1,841,358	15,981	0.87
5法地域計(平均)			621841	144750	23.3%	309,738	16,725	5.4%	4,166	149.28	634,290	-12,449	-1.96
名張市		国津村	1072	403	37.6%	453	67	14.8%	27	39.18	1,112	-40	-3.60
伊賀市	阿山町	玉滝村	1950	525	26.9%	1,445	178	12.3%	26	75.00	2,050	-100	-4.88
特認地域計			51237	10701	20.9%	24,820	1,784	7.2%	276	185.78	49,163	2,074	4.22
名張市		滝川村	4602	894	19.4%	2,237	116	5.2%	9	499.13	4,641	-39	-0.84
		長坂集落	152	50	32.9%	83	2	2.4%					
伊賀市	阿山町	鞆田村	1926	511	26.5%	916	90	9.8%	14	134.50	2,039	-113	-5.54
		西湯舟集落	421	99	23.5%	198	14	7.1%					
		東湯舟集落	246	53	21.5%	113	26	23.0%					
		湯舟集落	103	22	21.4%	41	4	9.8%					

第 号  
平成 年 月 日

農林水産省農村振興局長 様  
(地方農政局長経由)

鳥取県知事

鳥取県における特認基準の変更について(提出)

このことについて、特認基準を変更したいので中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号構造改善局長通知)の第3の12の(2)に基づき、下記関係書類を添えて提出します。

記

特認基準 別紙のとおり

(別紙)

## 中山間地域等直接支払制度に係る知事特認基準の変更

### 1 特認基準変更の必要性

本県においては、平成12年度より、農林統計上の中山間地域並びに特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域、山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)(以下「3法指定地域」という。)に地理的に接する農用地を対象地域とした特認基準を設定し、事業実施してきたところである。

このたび、新対策に取り組むに当たり、条件不利性に関するデータ更新した結果、過疎化の進展等により下記2の(3)の要件を満たす区域内(国のガイドラインと同様)に、下記2の(4)及び(5)に該当する農用地が存在することが判明した。

本県としては、これまでの本事業による実施状況やその評価結果を踏まえ、本事業を活用して、条件不利地域における自律的かつ継続的な農業生産活動の体制整備に向けた取組を積極的に推進していく考えであることから、変更が必要と考える。

### 2 特認基準変更内容

#### 変更後

3法指定地域外の地域のうち、次の(1)から(3)までのいずれかの要件に該当する地域の中で、(4)(5)のいずれかの要件を満たす農用地であること。

- (1) 農林統計上の中間農業地域及び山間農業地域(旧市町村単位)
- (2) 3法指定地域に地理的に接する農用地(3法指定地域に接する集落(3法指定地域からの地形が連続している地域内の集落を含む。)の区域)
- (3) 次のアからウまでの全ての要件を満たす地域(旧市町村単位)
  - ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上であること。
  - イ DID(人口集中地区)からの距離が30分以上であること。
  - ウ 人口の減少率(平成7年~12年)が3.5%以上で、かつ、人口密度150人/km<sup>2</sup>未満であること。
- (4) 急傾斜農用地
- (5) 次の要件を満たす農用地であって、市町村長が必要と判断するもの急傾斜農用地と物理的に連担する緩傾斜農用地

平 農村振興第 号  
平成 年( 年) 月 日

農林水産省農村振興局長 様  
(中国四国農政局長経由)

山口県知事 二 井 関 成

山口県における特認基準の制定について(提出)

このことについて、特認基準を制定したいので中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号構造改善局長通知)の第3の12の(2)に基づき、下記関係書類を添えて提出する。

記

- 1 特認基準  
別紙のとおり

## 別紙

8法外地域(実施要領第4の1の(1)から(8)まで以外の地域)で、8法に準ずる地域(特認地域)及び農業生産条件の不利な農用地(特認基準)について、次のとおり定める。

### 1 特認地域

(1) 農林統計上の中山間地域(農林統計に用いる地域区分の改訂について(平成13年11月30日付け13統計第956号の3の(2)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」及び「山間農業地域」をいう。)で、かつ、次の要件をいずれも満たす旧市町村(昭和25年2月1日現在の市町村をいう。)範囲の地域

ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率75%以上

イ 平成7年から平成12年の人口減少率が3.5%以上で、かつ、人口密度が150人/km<sup>2</sup>未満

(2) 8法地域に隣接する集落のうち、高齢化率が30%以上又は集落内の農家比率85%以上の集落の範囲

(3) 農林統計上の中山間地域にある旧市町村及び8法地域に隣接する集落で、平成12～16年度に指定された地域及び集落において、引き続き(1)及び(2)と同程度の自然的・経済的・社会的条件の不利性があると認められる範囲

### 2 特認基準

特認地域に存する農用地区域内に存在する1ha以上の面積を有する一団の農用地であって、勾配が田で1/20以上、畑、草地で15度以上である農用地及び小区画・不整形の水田

#### (改正理由) 1(3)の追加

平成17年度において、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用別記4「特認基準のガイドライン」に定める旧市町村及び8法地域に隣接する集落(以下「地域」という。)にあり、かつ、平成12～16年度において知事特認地域に指定されている地域の中には、今回の算出データの基準年の変更により、集落協定を実施している対象農用地のある集落協定締結の範囲外で、集落協定に基づく共同取組活動に影響のない要因により、知事特認に定める人口減少率等数値基準に非該当となった地域が存在する。

このため、これら地域において、これまでの取組の成果を活かし、農業生産活動を通じて農地保全や多面的機能の確保に資するため、引き続き集落協定活動に取り組ませることが必要と判断した。

なお、知事特認の指定に当たっては、知事特認に定めてある数値基準と同等の条件不利性があると認められる地域に限ることとした。

番 号  
平成 年 月 日

農林水産省農村振興局長 様  
(九州農政局長経由)

佐賀県知事 古川 康

## 佐賀県における特認基準の制定(変更)について(提出)

このことについて、特認基準を制定したいので中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号構造改善局長通知)の第3の12の(2)に基づき、下記関係書類を添えて提出する。

記

別紙のとおり

(担当課 生産者支援課)

(別紙)

## 1 特認基準

(1) 特認基準 (アンダーラインを変更)

(地域の基準)

「特認地域」は、地域振興立法の指定地域(以下「法指定地域」という。)以外であって、次に掲げる、        、又は        のいずれかを満たす地域とする。

農林統計上で、中間農業地域又は山間農業地域に区分される旧市町村  
傾斜農用地(田1/100以上、畑等8度以上)を有し、法指定地域(含む県外)  
と山で接する旧市町村(法指定地域と自然条件が連続する集落に限定する)

および        以外の地域で、平成12年度から16年度まで「過疎地域自立促進特別措置法」附則第5条第1項に規定する特定市町村内にあって、次の要件を満たす地域(センサス集落)

ア 農業従事者割合が県平均(16.2%)以上で、農業への依存度が高い旧市町村内にある地域

イ DID地区(人口集中地区)を含まない地域

ウ 人口減少率が3.5%以上の旧市町村内にある地域

(適用する農用地)

「特認地域」で適用する農用地は、次に掲げる 又は         のいずれかを満たす農用地とする

急傾斜農用地(田1/20以上、畑等15度以上)

次のアからウまでのいずれかを満たす緩傾斜農用地(田1/100以上、畑等8度以上)

ア 急傾斜農用地と連担している場合

イ 高齢化率及び耕作放棄率が高い場合

(高齢化率:30%以上、耕作放棄率:田5%以上、畑等10%以上)

ウ 緩傾斜畑が急傾斜田に混在する場合

(2) 特認の必要性

本県では、35市町村のうち19市町村(一部指定を含む)が8法指定地域内にあるが、8法指定外にあっても、自然的・経済的・社会条件が不利な地域があり、このような地域では、耕作放棄の発生が懸念されることから、特認地域を設定する必要がある。

( 3 ) 特認基準を設定する理由

「 特認地域」の 及び については、国の「特認基準のガイドラインについて」に定める基準とする。( 変更なし )

については、国の「特認基準のガイドラインについて」に準じた基準とし、「平成12年度から16年度まで『過疎地域自立促進特別措置法』附則第5条第1項に規定する特定市町村内」に限定し、

ア 農業従事者割合が県平均( 16.2% )以上で、農業への依存度が高い旧市町村内にある地域

イ D I D地区( 人口集中地区 )を含まない地域

ウ 人口減少率が3.5%以上の旧市町村内にある地域の基準を満たす地域( センサス集落 )とする。

この要件によって対象となりうる農地がある地域は、農業従事者割合が32.2%と県平均( 16.2% )以上で農業への依存度は高く、また、高齢化率については、30.4%( 県平均30.3% )と8法地域内30.5%と同程度に高く、さらに、耕作放棄地率が9.5%( 県平均4.8% )と高く今後ともその発生が懸念される。

なお、 において、対象地域を「平成12年度から16年度まで『過疎地域自立促進特別措置法』附則第5条第1項に規定する特定市町村内」に限定しているのは、平成12年度から16年度にかけて「中山間地域等直接支払制度」に取り組んだ地域では、多面的機能の増進を図るため、その交付金を活用し地域の実態に即した農業生産活動に取組み始めたところであり、引き続き同制度に取り組むことで、耕作放棄の発生防止による多面的機能の増進がより一層確実なものとなることを見込まれる。このため、同制度に継続して実施する地域を限定して対象することとしたところである。

また、本県には、D I D地区( 人口集中地区 )を含む市町村は、県内に散在しており、かつ、急傾斜農地など条件不利地域もD I D地区等の平坦部に比較的近くにある。このため、国のガイドラインにあるD I D地区から車での距離が30以上の地域は、県全体でも10%と少なく、農林統計上の山間農業地域にあっても10%しかなく、これを特認地域の要件に当てはめることはなじまない。

さらに、本県では、人口密度が県平均で359人 / k m<sup>2</sup>、8法地域内においても231人 / k m<sup>2</sup>となっており、国のガイドラインである150人 / k m<sup>2</sup>未滿を、特認地域の要件に当てはめることはなじまない。

( 4 ) 今回新たに追加する特認地域

有明町( 旧竜王村 )

## 2 農業生産条件の不利性を示すデータ

指 標	県独自基準による特認対象地域 (今回追加)	県平均	8法地域	前対策における特認地域 (旧市町村単位)
耕作放棄地率	9.5%	4.8%	8.5%	5.0%

## 3 自然的・経済的・社会的条件の不利性を示すデータ

指 標	県独自基準による特認対象地域 (今回追加)	県平均	8法地域	前対策における特認地域 (旧市町村単位)
林野率	39.1%	45.1%	54.7%	49.1%
人口密度(人/k m <sup>2</sup> )	2 5 4	3 5 9	2 3 1	3 1 8
人口減少率	5.3%	0.9%	2.2%	-0.5%
高 齢 化 率	30.4%	30.3%	30.5%	31.0%
農業従事者割合	32.2%	16.2%	19.6%	19.5%
農林地率	72.2%	68.9%	71.8%	64.7%
D I Dからの距離	約25分			

注：人口減少率については、市町村単位